所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月21日 名古屋法務局一宮支局 登記官 辻 敏行

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1801-2024-0059	江南市宮田町藤ノ森164番